



次のような相談が寄せられています！

# やまなし産保 相談のご案内



事業場の抱えている産業保健の様々な問題について、経験豊富な各分野の専門スタッフが具体的な解決方法を助言します。

ご相談は、窓口、または電話・Eメール等で随時お受けします。

相談内容についての秘密は遵守されますので、安心してご相談ください。

【相談は無料です】



質問・相談	回答
一般定期健康診断は、50人未満の会社では行わなくてよろしいですか？	従業員の安全と健康を守るための「労働安全衛生法」という法律は、経営者に対して、「1年に1回、定期的に健康診断を実施」することを義務づけています。たとえ従業員が1人でも、実施する義務があります。(労働安全衛生法66条1項)
産業医の選任義務は、どの段階から発生しますか？	労働安全衛生法では、従業員50人以上の規模の会社の経営者に対して、産業医を選任して職場巡視などの業務を実施するための権限を与えることを義務づけています。(労働安全衛生法13条) 50人未満の会社で、産業医を選任することができない場合でも、最寄の地域産業保健センターで登録産業医から産業保健サービスを受けることができます。
50人未満の事業場がストレスチェック制度を実施する場合についても指針に従うこととなるのでしょうか？	50人未満の事業場で実施する場合についても、法令、指針等に従う必要があります。ただし、労働基準監督署への報告に関しては、50人以上の事業場に対してのみ義務付けられるもので、50人未満の事業場については、報告義務はありません。
産業保健関係助成金について知りたい。	平成27年度より開始された「ストレスチェック助成金」事業を実施していましたが、平成29年度から産業保健関係助成金として、従来の「ストレスチェック助成金」に加え「職場環境改善計画助成金」「心の健康づくり計画助成金」「小規模事業場産業医活動助成金」を新設いたしました。職場における労働者の健康管理等のために、ぜひご活用ください。
メンタルヘルス対策に取り組みたいのですが、産業保健総合支援センターからはどのような支援が受けられますか？	事業場のメンタルヘルス対策への取組を支援するため、以下の事業を実施しています。中小規模事業場の取組を重点的に支援します。 1. 相談対応 2. メンタルヘルス教育 ① 管理監督者等に対するメンタルヘルス教育 ② 若年労働者等へのメンタルヘルス教育 3. 個別訪問支援 4. ストレスチェック制度の導入に関する支援
治療と仕事の両立支援とは何ですか？	病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることである。産業保健総合支援センターでは、治療と職業生活の両立支援対策の普及促進のための支援を行っています。

## 相談事例

担当分野	具体的事例
産業医学	健康診断後の就業上の措置、長時間労働者の面接指導、職場巡視の方法
労働衛生工学	職場の有害要因のリスク評価、作業環境の改善方法
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルス対策の進め方、職場復帰の勧め方
法令	労働安全衛生法、労働基準法等の適用・解釈
カウンセリング	職場におけるカウンセリングの進め方
保健指導	勤務形態等に配慮した生活指導の方法
両立支援	事業者に対する啓発セミナー、患者(労働者)と事業場との個別調整支援

## お問い合わせ

独立行政法人労働者健康安全機構

山梨産業保健総合支援センター

☎ 055-220-7020 (代)

FAX 055-220-7021

<http://yamanashis.johas.go.jp>



## アクセス

〈お車の場合〉

専用の駐車場はありませんので、近隣の駐車場(有料)等をご利用ください。

